令和７年度瀬戸内海国立公園由良集団施設地区（成ヶ島）

希少植生保全のための植生管理業務に係る業務請負条件

瀬戸内海国立公園由良集団施設地区（成ヶ島）は、ほぼ全域が環境省所管地であり、海浜植物群落や暖帯性広葉樹林などの自然植生の観察場所として本公園の利用上重要な地域となっている。また、島内では、特徴的な花を咲かせ利用者の目を楽しませる種、季観を構成する特徴的な種及び国内でも数が希少で生物多様性の保全上重要な種（これらを総称して以下単に「希少植生」という）が見られ、こうした主として自然植生で構成された景観が当該地の魅力であり、その維持は生物多様性の保全上も重要である。

一方、これらの希少植生は、四季により各構成種の生活史段階が移り変わるとともに、希少種個体が植生内に点在しているため、単純で画一的な刈り取り作業では維持ができない。

本業務は、このような当該地の希少植生を保全し、来訪者が安全で快適に利用できる場とするため、園地内の適切な植生管理を行うものであり、その実施には、除草時期毎に希少植生の生育状況を確認し、その特性を理解した上で保全に適切な配慮事項を判断し、除草作業を行う必要がある。

また、当該地は離島であり、大雨や強風、波浪等により渡船が運休になり、容易に交通が遮断される環境であることから、作業員の安全確保を含めた円滑な業務履行のためには、臨機応変に対応できる体制を有することが求められる。

以上の観点から、請負者は下記業務請負条件にかかる確認書類を入札説明書記載の日までに提出すること。

記

提出書類

　1.組織の実績

令和元年度以降公示日までに完了した業務において、希少植物や希少植生の保全又は管理に係る業務の実績を１件以上有することを示す書類（業務の内容が分かる契約書、仕様書又は報告書等の写し）

　2.本店又は支店の所在

　　淡路島島内に本店又は支店を有することを示す書類

２．提出期限等

（１）　提出期限

入札説明書に記載のとおり

（２）　業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

　　　　入札説明書に同じ

（３）　提出部数

２部

（４）　提出方法

入札説明書に記載のとおり

（５）　提出に当たっての注意事項

①　持参する場合の受付時間は、平日の１０時から１７時まで（１２時～１３時は除く）とする。

②　郵送する場合は、封書の表に「令和７年度瀬戸内海国立公園由良集団施設地区（成ヶ島）希少植生保全のための植生管理業務請負条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。

③　提出された業務請負条件資料は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

④　虚偽の記載をした業務請負条件資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

⑤　業務請負条件資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

⑥　提出された業務請負条件資料は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

３．審査結果の回答

入札説明書に記載のとおり

以上

（別添様式）

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

近畿地方環境事務所総務課長　殿

所　在　地

商号又は名称

代表者氏名

令和７年度瀬戸内海国立公園由良集団施設地区（成ヶ島）

希少植生保全のための植生管理業務に係る業務請負条件資料の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

* 令和元年度以降公示日までに完了した業務において、希少植物や希少植生の保全又は管理に係る業務の実績を１件以上有することを示す書類（業務の内容が分かる契約書、仕様書又は報告書等の写し）
* 淡路島島内に本店又は支店を有することを示す書類

|  |
| --- |
| （担当者）所属部署：氏　　名：TEL/FAX：E-mail： |